

事例項目	指定管理者選定時に給与規定（具体的金額が分かるもの）の提出を求めることに関する認識不足について
事例発生日等	平成23(2011)年12月5日
担当課	生涯学習部 スポーツ振興課
事例概要	<p>【平成23（2011）年10月6日】 第1回の門真市立青少年運動広場および門真市立テニスコート指定管理者選定委員会が開催され、指定管理者に応募があった6団体からの申請書類を審査し、うち3団体を第二次審査の対象とすることを決定した。</p> <p>【平成23（2011）年10月13日】 門真市立青少年運動広場および門真市立テニスコート指定管理者選定委員会が開催され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの指定管理者の候補者として、教育委員会に意見具申する団体及び次席候補となる団体を決定した。</p> <p>【平成23年（2011）年12月5日】 指定管理者の選定に際して、応募段階から就業規則等具体的金額がわかる給与規程の提出をさせていたかどうか、議員の求めに応じて当時の書面を提出したところ、具体的金額の記載がある団体と、記載がない団体とがあると議員から指摘があった。 門真市議会平成23年2月定例会において、民間委託や指定管理者の選定にあたっては、給与規程等の提出を求めるとともに、その給与規程は具体的金額を一定把握できるものと再認識されていた。</p>
	当時の対応
発生原因	就業規則、給与規程の提出は求めていたものの、具体的金額まで提出させることを徹底して通知できなかったため。
再発防止対策	指定管理を含め多用途の公共施設を有する生涯学習部として、平成20(2008)年4月10日に総合政策部行政改革推進課長及び総務部総務課長（何れも当時）から出された、「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について（通知）」の内容について、部内での周知徹底を図るとともに、今後、提出書類の細部にわたるチェック項目を設けるなど徹底に努める。